概要書面変更点(2023年10月1日改定)

P2.

認定校·正規取次店

◇認定校

当月、エバンジェリストの場合は、当社と提携を結ぶ 一般社団法人日本電気通信媒介業協会が定める認定校 になることができます。

◇取次店

取次店及び正規取次店、取次店コミッションに関して は別途「取次店会員規約」をご確認ください。

小へ変更

取次店·正規取次店

◇取次店

取次店及び正規取次店、取次店コミッションに関しては別途「取次店会員規約」をご確認ください。

P5. 認定校コミッション削除

会昌規約

6.コミッションに関するルール

3)2023年10月1日以降の新規登録正規代理店に対する報酬支払いについては、以下の通りとなります。

まず、課税事業者であり、かつ適格請求書発行事業者 の登録がなされた場合は会社から消費税分を含めた報 酬の支払いを行います。

一方、上記要件を満たさない代理店については、当該要件を満たすまでは、消費税10パーセント分を差し引いての報酬支払いとなります。

8.遵守事項

- 6)暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社 会的勢力について
- ・会員は自らが誘引・勧誘するその人物が、暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力でないことを確認しなければなりません。
- ・その人物が関係者と判断出来た場合、誘引・勧誘を中止しなければなりません。

14.制裁措置

4) 規約違反・法令違反により強制退会・除名処分を 受けた会員の回線は即時解除対象とします。

当社はMNP転出予約番号を最短営業日で発行・通知し、会員は期限内に転出手続きを行うこと。

※MNP転出予約番号の再発行不可(対応いただけない場合にはご使用番号は消滅となります)

※旧『端末Bコース』はMNP転出対象外 (SIM/端末 レンタル契約の為)

重要事項説明 =

反社会的勢力に対する表明保証

- ・反社会的勢力の排除
- 1.次の事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。
- ・本サービスの利用契約締結前及び締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業、団体その他反社会的勢力でないこと。
- ・自らが反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと。
- 2.ご契約後、虚偽の表明、保証が確認できた場合、即時契約解除とさせていただき、即時回線停止、即時回線解約となります。この場合も契約解除料は発生いたします。